

傷病休職からの復職時における リハビリ出勤に関する企業の留意点

石寄・山中総合法律事務所 弁護士

経営法曹会議会員

柗木野 一紀 氏

近時、企業では復職プログラムとしてリハビリ出勤等を設けることが増加し、「休職期間中の無給の訓練」と位置付けることが少なくありません。そして、求職者の業務遂行能力の回復状況を実質的に把握するため、その内容を本務に近いものとする場合がありますが、その場合には最低賃金の支払いが求められることもあり(NHK(名古屋放送局)事件・名古屋高裁平29.3.28判決)、リハビリ出勤等の目的や制度設計を十分に検討しておく必要があります。

そこで今回は、前掲NHK事件判決を踏まえて、企業が留意すべき点などをお話いただきます。

日時

2021年**2月3日**(水) 11:00-12:00

開催形式

Zoomによるライブ配信

定員

100名(会員無料)

主な内容

- ・NHK(名古屋放送局)事件(名古屋高裁平29.3.28)の解説
- ・リハビリ出勤等における最低賃金法の適用
- ・企業におけるリハビリ出勤の制度設計上の留意点等

※講師への事前質問を受け付けます。「その他コメント」欄にご記入ください(事前質問の受付締切日:1/20)。可能な限り、当日お答えいただきます。

申込

ホームページ(<https://www.tokyokeikyo.jp/>)からお申し込みください。
Zoomの使用が難しい場合は担当までご連絡ください。

【担当】 経営支援事業部 秋山・高橋 Tel: 03-3213-4700